

泉佐野市自動販売機設置事業者募集入札実施要領

(この入札に参加するには事前の申込みが必要です。)

泉佐野市では、各施設利用者の利便に資するため令和6年度からの清涼飲料水等の自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者を募集します。参加される方は、この実施要領を熟読し、お申し込みください。

★入札参加申請受付

期間： 令和6年3月1日（金）から8日（金）まで

時間： 午前8時45分から午後5時15分まで

場所： 泉佐野市 総務部総務課（市役所本館2階）

★入札参加申請に関する質疑受付

方法： 本実施要領記載のとおり

★入札日時等

日時： 令和6年3月15日（金）午後1時30分

場所： 泉佐野市役所 本館2階 201会議室

泉佐野市市場東一丁目1番1号

泉佐野市 総務部総務課 管財係

電話 072-463-1212（内線2254）

1 自動販売機の設置条件等

自動販売機の設置条件等は下記のとおりとする。

(1) 自動販売機設置に係る入札物件

入札物件は、下記物件一覧表及び施設別仕様書のとおりとする。

物件番号	物件（施設）名	設置場所		最大更新期間
1	市役所（市民ロビー）	1階市民ロビー	屋内	令和10年度
2	市役所（市民ロビー）	1階市民ロビー	屋内	令和10年度
3	大池グラウンド	トイレ横（東側）	屋外	令和10年度
4	次世代育成地域交流センター	1階エレベーター前	屋内	令和10年度
5	上下水道局	管理棟1階玄関	屋外	令和10年度
6	泉州南部初期急病センター	防風室内	屋内	令和10年度

自動販売機の設置については、「泉佐野市自動販売機設置仕様書」に記載している下記事項を確認すること。

- ① 施設名称（所在地）・管理担当原課
- ② 物件名称・設置場所・符号
- ③ 使用可能範囲寸法
- ④ 最低使用料
- ⑤ 最大更新期間
- ⑥ 容器と販売品目等の条件

(2) 設置期間（使用許可期間）

- ① 入札実施後、当初の設置期間（使用許可期間）は、原則として令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。
- ② 公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと泉佐野市が判断する場合は、当初泉佐野市が設定した条件を変更しないことを前提として、（1）自動販売機設置に係る入札物件の物件一覧表中の最大更新期間を限度として、1年ごとに使用許可を行う。
- ③ 設置事業者の都合により許可期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、毎年4月1日から10月31日までに書面により協議を申し入れるものとする。

協議の結果、撤去となった場合、撤去の日は、協議により撤去の決定した日から4か月を経過する日の属する月の末日とする。なお、既納の使用料は還付しない。
また、当該設置事業者の全ての使用許可を取消すものとし、令和6年4月1日から5年間の設置に関する入札に参加できないものとする。

(3) 設置の使用料

落札者（設置事業者）が入札した額を上記期間中の使用料とする。

(4) その他必要となる経費等の負担

- ① 自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費、光熱水費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- ② 電気料金の実費については、設置事業者の負担により子メーターを設置し、毎月泉佐野市から通知した実費額を、設置事業者が市へ納入する。

(5) 設置及び維持管理等

- ① 自動販売機は、消費電力が1.5KW以内のものとし、物件番号ごとの設置位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法（使用済容器の回収ボックスを含んだ寸法）を超えないものを設置すること。自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認した上、安全面を考慮し設置すること。また、各施設管理担当原課と協議の上、適切な転倒防止対策を施工すること。ただし、原則として、床面へのアンカー止めは不可とする。
- ② 原則として設置事業者は、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。
- ③ 設置事業者は、設置した自動販売機の本体及び付属品が第三者により毀損損傷された場合において、一切の補償を泉佐野市に請求することができない。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者自らが直接に行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫の確認や補充管理を適切に行うこと。
- ⑥ 自動販売機に故障時等の連絡先を明記し、故障及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。

(6) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に要する費用は設置事業者の負担とし、設置事業者は

一切の補償を泉佐野市に請求することができないものとする。

(7) 使用許可上の制限

使用許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ① 使用許可書の許可条件を遵守し、行政財産使用料等を期限までに確実に納付すること。
- ② 後記2に定める入札参加資格要件に係る許認可等の取消しを受けないこと。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、泉佐野市の指示に従うこと。
- ⑤ 販売品目は、必要な場合、各施設管理者と協議を行うこととし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

2 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができる。

- (1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者で、泉佐野市に本店又は支店（営業所）（以下「販売拠点」という。）を置いている法人又は個人。
- (2) 入札参加申請時から過去1年以上、販売拠点以外において自らが管理運営する自動販売機による販売実績が有る者。（販売拠点の実態確認ができる者に限る。）
- (3) 市税について未納の税額がない者。
- (4) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (5) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 泉佐野市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 泉佐野市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が泉佐野市と契約を締結すること又は泉佐野市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により泉佐野市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく泉佐野市との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）
第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

3 入札参加申請用紙の配布・質疑回答

配布期間：令和6年2月20日（火）から配布を開始（ホームページにも掲載）

配布場所：泉佐野市総務部総務課（市役所2階）

質疑回答：

質疑期間 令和6年3月1日（金）から8日（金）正午まで

質疑方法 書面にて行う。持参又は、FAX、メールにて提出すること。

FAX、メールの場合は、必ず着信確認を行うこと。通信トラブルなどで、受信の確認ができなかった場合は、質疑が無かったものとする。

送付先 FAX：072-464-9314

メール：soumu@city.izumisano.lg.jp

様式等 質疑様式は任意とする。ただし、A4サイズに下記を記載すること。

質疑者名（商号又は名称）、担当者名、連絡先電話番号、回答返信先（FAX番号）。

なお、質疑については、質問内容を簡潔に箇条書きにすること。

回答 回答日は、令和6年3月8日（金）とする。

回答は、質疑者に対しFAXにて行う。

また、単なる意見や要望と本市が判断したものは、回答しない場合がある。

4 入札参加申請の受付

期間：令和6年3月1日（金）から3月8日（金）まで

受付場所：泉佐野市 総務部 総務課（市役所 2階）

受付時間：午前8時45分から午後5時15分まで

提出方法：持参に限る。

なお、申請時に不足書類等があった場合は、土日を除き3月13日（水）までに持参すること。

5 提出書類一覧

	書 類 名	備 考
1	入札参加申込書	(様式第1号)
2	誓約書	(様式第3号)
3	自動販売機設置(経営)状況報告書	(様式第4号)
4	店舗所在地位置図	(様式第5号)
5	入札使用印鑑届	(様式第6号) 代表者印を使用する場合でも提出すること。
6	(法人の場合) 現在事項全部証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの)	法務局発行のもの
7	営業証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの)	法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「営業証明書」(営業していることの届出があったことの証明)
8	市税について未納の税額がない証明 (発行日から3ヶ月以内のもの)	泉佐野市税について、法人・個人とも、泉佐野市税務課の発行する「市税について未納の税額がない証明」
9	役員(個人)調書	(様式第9号)

6 入札参加証の交付

提出書類受付後、自動販売機設置事業者入札参加申込書に受付印を押印した写し（入札参加証）を交付します。入札当日ご持参ください。

※ 留意事項

- ① 申込後の辞退は可能ですが、速やかに（必ず入札日の前日までに）辞退届を提出して下さい。（辞退届の様式は自由ですが、A4サイズの内紙に参加を辞退する旨、申込者名、所在地、連絡先、担当者名を明記の上、入札使用印を押印して作成し、先に交付済の入札参加証とともに提出してください。）
- ② 入札参加資格の確認のため、提出された書類の情報を警察機関へ照会します。
- ③ 入札参加申込書提出後、入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、入札参加資格を取り消します。

7 入札方法等

（1）入札日時

令和6年3月15日（金）

午後1時15分から入札の受付

午後1時30分から入札執行

※入札までに受付を済ませておくこと。

※入札時間に遅れた場合は入札に参加することができない。

（2）入札場所

泉佐野市役所 本館2階 201会議室

（3）持ち物

- ① 入札参加証（入札参加申込書に市の受付印を押印した写し）
- ② 入札書
- ③ 入札使用印鑑（代理人により入札しようとする場合は、委任状に押印されている代理人の使用印鑑）
- ④ 委任状（代理人が入札する場合）
- ⑤ 筆記具

（4）入札の方法

- ① 入札室への入室は、1入札参加者につき1名とする。
- ② 入札参加者は、設置を希望する物件ごとに1年間の金額を入札書に記載する。
- ③ 代理人が入札するときは、委任状を持参すること。

この場合、入札書には入札申込者と代理人を併記し、代理人の押印をもって入札すること。入札参加者又は代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人となることができない。

④ 入札書の押印は、入札使用印鑑届の印を使用すること。

代理人が行う場合は、委任状に押印した代理人使用印を使用すること。

⑤ 入札書の書換え、差し替え、又は撤回することはできない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 入札参加資格のない者が行った入札

② 入札事項について、必要な文字を欠き、又は判読できない入札

③ 入札書に記名押印がない入札

④ 入札者又はその代理人が、他の入札代理人となり入札をした入札

⑤ 入札に関し、不正の入札の行為をした者が行った入札

⑥ 入札に関する条件に違反した入札

以下は、該当する物件を無効とする。

⑦ 入札金額を訂正した入札物件

⑧ 入札金額が最低使用料に達しない入札物件

(6) 入札の中止又は延期

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、入札を中止又は延期した場合においては、入札者及び入札に参加しようとする者が損害を被っても、泉佐野市はその責任を負いません。

(7) 落札者の決定方法

① 開札は、入札締め切り後、入札者の面前において全物件を同時に開札し、泉佐野市が設定する各物件ごとの最低使用料以上、かつ最も高い金額の入札をもって落札者を決定する。

② 同一施設で複数の物件がある場合、当該施設で1入札参加者が落札できる物件は1件までとする。

④ 同一金額の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより決定する。くじ順は申し込みの受付番号の小さい者順とする。該当者はくじ引きを辞退できない。

④ 物件番号1・2については、入札金額の高い順に決定する。ただし、同一金額があった場合は、物件番号の小さい順とする。

(8) 落札者（設置事業者）の発表及び公表等

開札後直ちに落札者名及び落札金額を発表する。

後日、泉佐野市のホームページ等で公表する。入札参加者は、このことを了承した

上で参加しているものとみなす。

(9) 落札者（設置事業者）の決定の取り消し

①落札した業者が正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きをしなかった場合は、落札者が落札した全物件の設置事業者としての決定を取り消す。

②落札後に、入札参加資格要件を満たさないことが判明した場合は、落札者の決定を取り消す。

(10) 落札者（設置事業者）決定取り消し後の取扱い

上記（9）の場合、有効な入札書の金額が次点であった者を落札者とし、設置事業者と決定する。

(11) 公正な入札の確保

①入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めること。また、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

②入札参加者は、この実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。また、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持すること。

③入札に際して、談合その他不正行為を行ったと認められる者及び正当な委任を受けていない代理人又は委任状を持参しない代理人は、入札に参加することができない。

8 落札後の事務処理について

落札者（設置事業者）に決定した者は、令和6年3月22日（金）までに、各施設へ下記の書類を提出して、使用許可申請の手続きを行うこと。

① 行政財産使用許可申請書（泉佐野市指定用紙：令和6年4月1日からの許可を申請）

② 設置場所の図面（設置仕様書の図面を加工するか、担当原課から提供を受けること）

③ 設置する自動販売機のカタログ（寸法、消費電力のわかるもの）

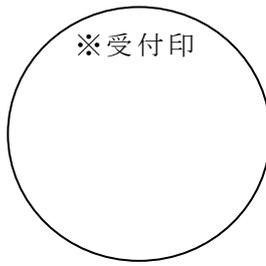
④ 販売品目一覧表（施設によっては、担当原課との協議が必要となる）

⑤ 搬入計画書（搬入経路、及び主に使用する搬入車両の車両登録番号〔自動車検査証を添付〕）
使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

申請用紙一覽

- ① 入 札 参 加 申 込 書 (様式第1号)
- ② 誓 約 書 (様式第3号)
- ③ 自動販売機設置(経営)状況報告書 (様式第4号)
- ④ 店 舗 所 在 地 位 置 図 (様式第5号)
- ⑤ 入 札 使 用 印 鑑 届 (様式第6号)
- ⑥ 委 任 状 (様式第7号)
- ⑦ 入 札 書 (様式第8号)
- ⑧ 役 員 (個 人) 調 書 (様式第9号)

【入札参加証】



(様式第1号)

令和 年 月 日

自動販売機設置事業者入札参加申込書

泉佐野市長 様

下記の物件番号の設置事業者入札に参加したいので、入札実施要領を承知の上、申し込みます。

入札申込者 (申込は泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

〒()

(所在地)泉佐野市

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

住 所 _____

(生年月日 S・H 年 月 日生)

(電話番号) 072 - -

物件番号	1	市役所(市民ロビー)	4	次世代育成地域交流センター
希望する物件番号に○印を付すること。	2	市役所(市民ロビー)	5	上下水道局
	3	大池グラウンド	6	泉州南部初期急病センター

誓 約 書

私は、泉佐野市が実施する自動販売機設置事業者募集入札の参加申込に当たり、次の事項を誓約します。この誓約に違反又は虚偽があったことにより、当方が不利益を被ったとしても一切異議申し立てません。

- 1 実施要領の2に定める入札参加資格要件をすべて満たしており、申請にかかる提出書類のすべての事項は、事実と相違ありません。なお、虚偽の記載事項があった場合は、いかなる処分を受けても一切異議を申し立てません。
- 2 入札に際し、本実施要領に記載の内容をすべて承知しています。
- 3 契約の締結に際し、当方又は当方の法人その他役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 泉佐野市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に規定している者
 - (2) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
- 4 当方は、泉佐野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 当方は、この誓約書及び役員調書等が泉佐野市から大阪府警察泉佐野警察署及び大阪府警本部に提供されることに同意します。
- 6 当方がこの誓約書3に該当する者であると泉佐野市が大阪府警本部から通報を受け、又は泉佐野市の調査により判明した場合には、泉佐野市が泉佐野市暴力団排除条例に基づき、泉佐野市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 7 当方は、自動販売機の設置に関し、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、泉佐野市長に報告し、所轄警察署へ届出します。

泉佐野市長 様

入札申込者

(泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)泉佐野市

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) (072) - -

自動販売機設置（経営）状況報告書

泉佐野市長 様

入札申込者

(泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)泉佐野市

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号) (072) - -

1 自動販売機設置台数(直近)

泉佐野市内	台
市 外	台
合 計	台

2 取扱会社名等(直近)

3 商品売上高等(過去3年間の決算による各年額)

	前々々年	前々年	前 年
自動販売機売上高	千円	千円	千円
店舗販売売上高	千円	千円	千円
配達販売売上高	千円	千円	千円
その他	千円	千円	千円
合 計	千円	千円	千円

店舗所在地位置図

商号または名称	
所在地	〒 (5 9 8 -) 泉佐野市
電話番号	(0 7 2) - -

位置図 (住宅地図の貼り付けも可とする)
(方位は北を上にし、店舗の位置を網掛けで示してください)

店舗の写真①

店舗の写真②

注意

- ・店舗の写真は、看板等が写っている写真を2方向から撮影してください

入 札 使 用 印 鑑 届

泉佐野市長 様

私は、泉佐野市自動販売機設置事業者募集入札に当たり、下記のとおり使用
印鑑をお届けします。

入札申込者 (泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)泉佐野市

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号)(072)- -

受付係確認欄	
--------	--

記

入札使用印

委 任 状

泉佐野市長様

私は、泉佐野市自動販売機設置事業者募集入札に参加するに当たり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

入札申込者 (泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)泉佐野市

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

(電話番号)(072)- -

受付係確認欄	
--------	--

記

1 委任する権限

自動販売機設置事業者募集入札に関する一切の権限

2 代理人

(住所)

(氏名)

代理人使用印

(注)「代理人使用印」の枠内に代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその印鑑を使用しなければなりません。

入 札 書

令和6年3月15日

泉佐野市長様

(泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

入札申込者

(所在地)

(入札使用印)

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

代理人

(代理人の場合使用印)

(住所)

(氏名)

印

泉佐野市自動販売機設置事業者募集について、実施要領の各条項を承知の上、下記のとおり入札します。

物件 番号	物件名称	金額					
1	市役所(市民ロビー)①					0	0円
2	市役所(市民ロビー)②					0	0円
3	大池グラウンド					0	0円
4	次世代育成地域交流センター					0	0円
5	上下水道局					0	0円
6	泉州南部初期急病センター					0	0円

- ・黒インク又は青インクのボールペンで記入してください。
- ・代理人が入札する場合は、入札者の所在地・代表者名(氏名)を記入の上、代理人の住所・氏名を記入し委任状の代理人使用印を押印してください。
- ・使用料は、泉佐野市が設定する最低使用料(年額)以上の金額を記入してください。
- ・金額はアラビア数字で記入し、初めの数字の頭に¥マークをいれてください。
- ・金額は訂正しないこと。入札しない物件は、金額を記入する必要はありません。

役員（個人）調書

泉佐野市長 様
入札申込者

(泉佐野市内に所在する本店名、支店名(営業所名)を記入してください)

(所在地)泉佐野市

(商号又は名称)

(代表者職氏名)

印

当社役員(個人)は、次のとおりです。

役員氏名	役職名	住 所	
		住 所	生年月日
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生
(フリガナ)		住 所	
		生年月日	年 月 日生

※法人で申し込まれる場合、法人登記簿に記載されている役員全員(代表者を含む)を記載してください。

泉佐野市自動販売機設置仕様書

設置は、物件番号ごとに各1台とする。

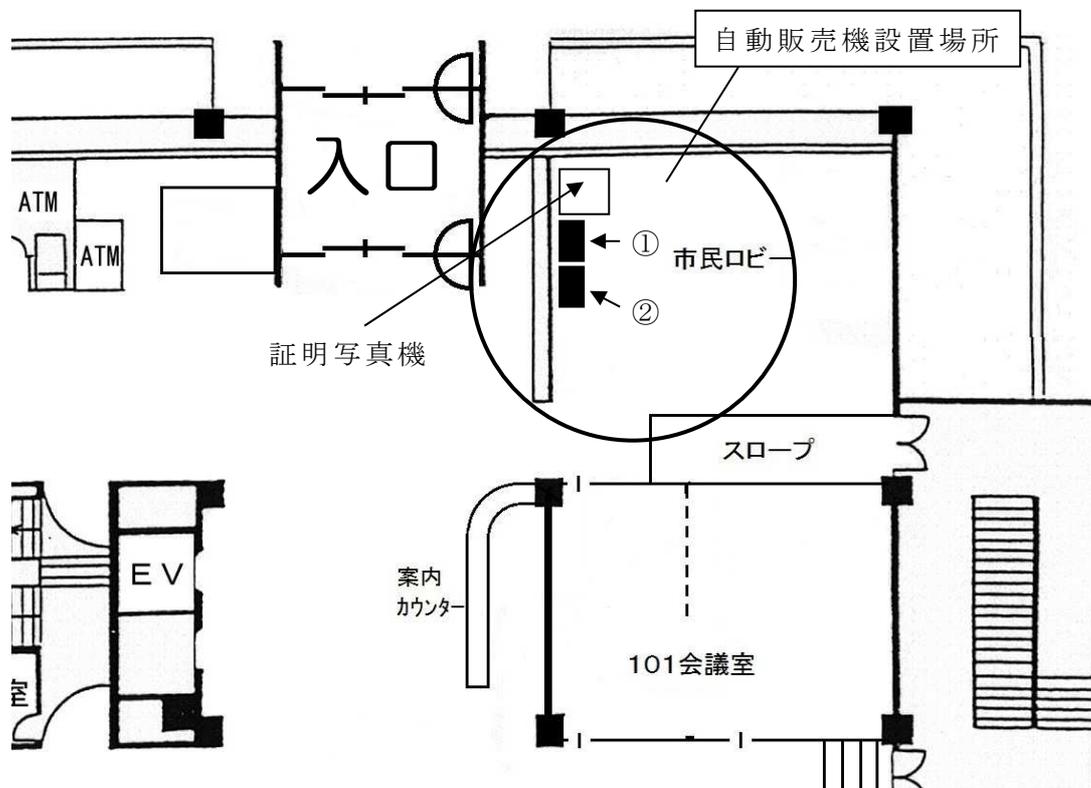
自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障が生じることもあるので、応募前に設置場所の確認を行うこと。

自動販売機設置仕様書 [市役所（市民ロビー）]

物件番号	施設名称 (所在地) 管理担当原課	物件名称 設置場所・符号	使用可能 範囲寸法	最低 使用料 (年額)	最大 更新期間	容器と販売品目等 の条件
1	泉佐野市役所 (泉佐野市市場東一丁目 1番1号) 総務部総務課 (代)072-463-1212	市役所(市民ロ ビー) [北側]①	W:1.75m 未満 D:1.00m 未満	18,000円	令和 10年度	(容器) 缶又はペットボトル等の 密閉式容器 (販売品目) お茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、紅茶、ジュース類 など (自動販売機の形式) ユニバーサルデザイン 又はバリアフリー 対応型
2		市役所(市民ロ ビー) [南側]②	W:1.75 未満 D:1.00m 未満	18,000円	令和 10年度	(容器) 缶又はペットボトル等の 密閉式容器 (販売品目) お茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、紅茶、ジュース類 など

※ 使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積も含む。

※ 販売品目に酒類を含まないこと。

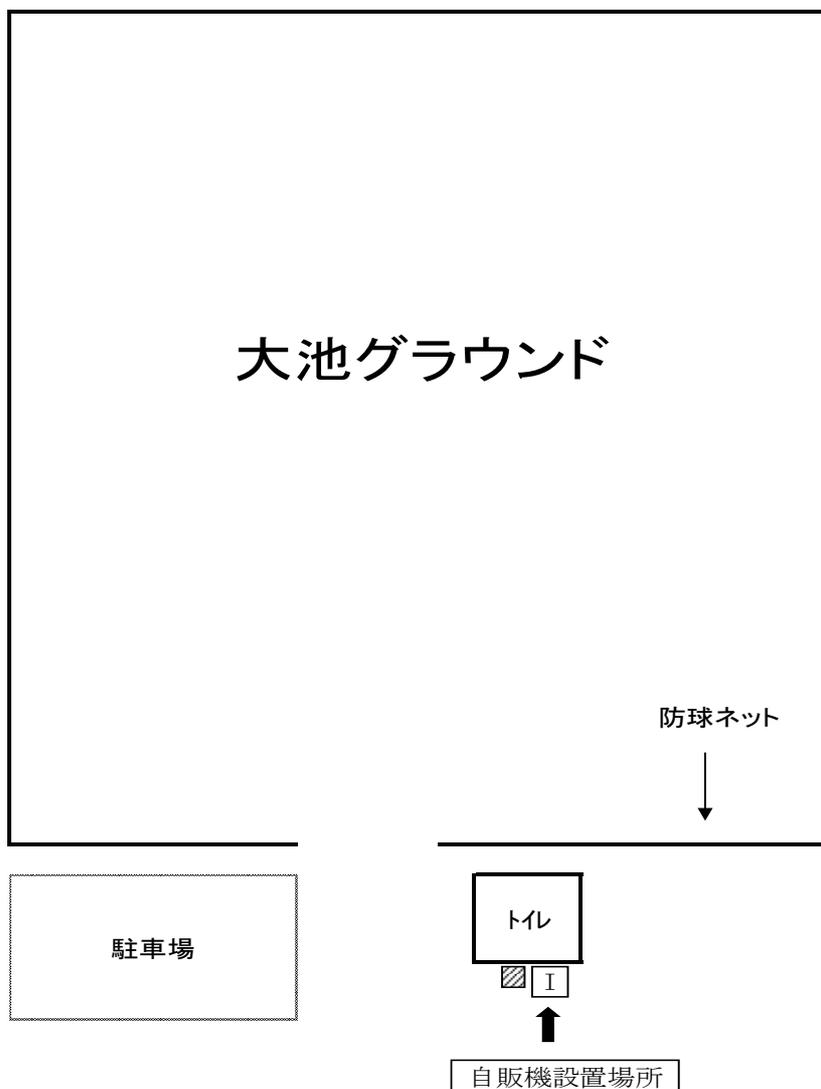


自動販売機設置仕様書 [大池グラウンド]

物件番号	施設名称 (所在地) 管理担当原課	物件名称 設置場所・符号	使用可能 範囲寸法	最低 使用料 (年額)	最大 更新期間	容器と販売品目 等の条件
3	大池グラウンド (泉佐野市日根野 5593 番 1) スポーツ推進課 (代)072-462-2000	大池グラウンド (トイレ横(東側)) I	W:2.20m 未満 D:1.00m 未満	12,000 円	令和 10 年度	(容器) 缶又はペットボトル等の 密閉式容器 (販売品目) お茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、紅茶、ジュース類 など (自動販売機の型式) ユニバーサルデザイン又は バリアフリー対応型

※ 使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積も含む。

※ 販売品目に酒類を含まないこと。

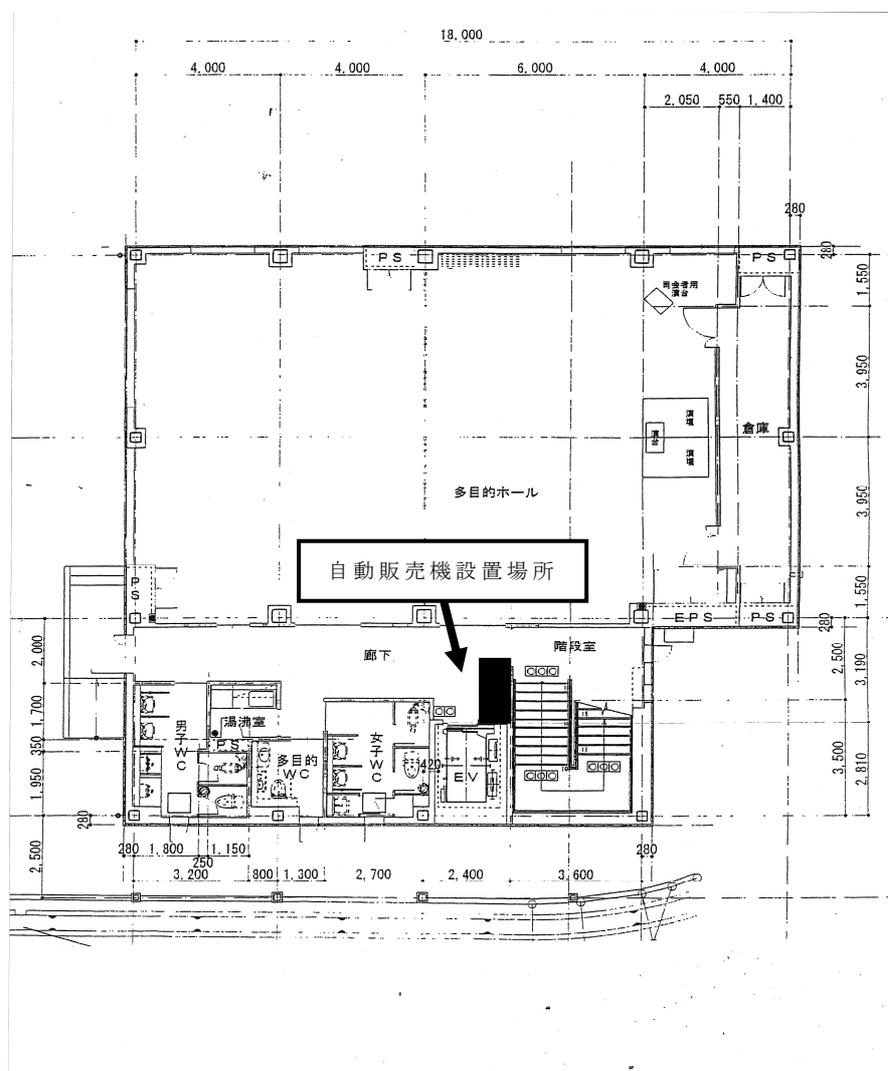


自動販売機設置仕様書 [次世代育成地域交流センター]

物件番号	施設名称 (所在地) 管理担当原課	物件名称 設置場所・符号	使用可能 範囲寸法	最低 使用料 (年額)	最大 更新期間	容器と販売品目 等の条件
4	次世代育成地域交流センター (泉佐野市鶴原 395) 泉佐野市役所 子育て支援課 (代)072-463-1212	次世代育成地域交流センター 1階 (エレベーター前)	自販機 W:1.60m 未満 D:0.85m 未満	14,400 円	令和 10年度	(容器) 缶又はペットボトル等 の密閉式容器 (販売品目) お茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、紅茶、ジュース 類など (自動販売機の型式) ユニバーサルデザイン

※ 使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積も含む。

※ 販売品目に酒類を含まないこと。

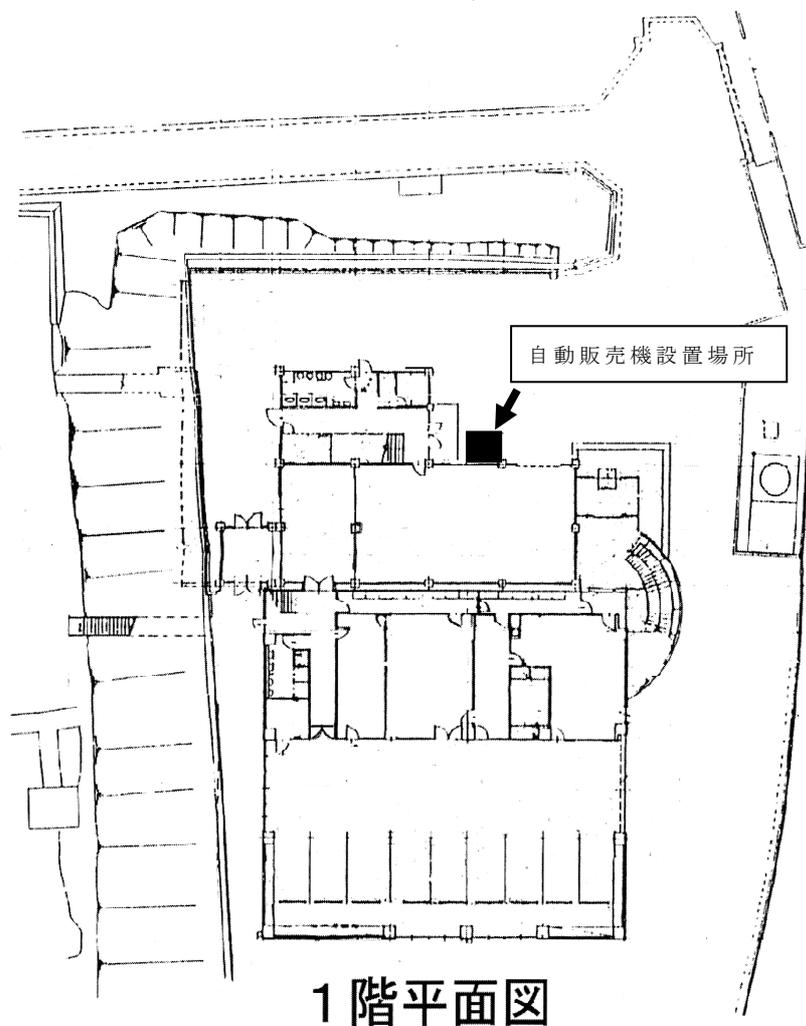


自動販売機設置仕様書 [上下水道局]

物件番号	施設名称 (所在地) 管理担当原課	物件名称 設置場所・符号	使用可能 範囲寸法	最低 使用料 (年額)	最大 更新期間	容器と販売品目 等の条件
5	上下水道局 (泉佐野市日根野 1928) 経営総務課 (代)072-467-2800	上下水道局 (管理棟 1 階玄 関自動ドア付 近)	W:1.60m 未満 D:1.00m 未満	8,400 円	令和 10 年度	(容器) 缶又はペットボトル等の 密閉式容器 (販売品目) お茶、水、炭酸飲料、 コーヒー、紅茶、ジュース類 を含むこと (自動販売機の型式) ユニバーサルデザイン型

※ 使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積も含む。

※ 販売品目に酒類を含まないこと。



自動販売機設置仕様書 [泉州南部初期急病センター]

物件番号	施設名称 (所在地) 管理担当原課	物件名称 設置場所・符号	使用可能 範囲寸法	最低 使用料 (年額)	最大 更新期間	容器と販売品目等 の条件
6	泉州南部初期急病センター (泉佐野市りんくう往来北1-825) 泉佐野市役所健康推進課 (代)072-463-1212	泉州南部初期急病センター (防風室内)	W:1.50m 未満 D:0.80m 未満	12,000円	令和10年度	(容器) 缶又はペットボトル等の密閉式容器 (販売品目) 経口補水液、お茶、水、その他(※経口補水液は多めに) (自動販売機の型式) ユニバーサルデザイン又はバリアフリー対応

※ 使用可能範囲寸法には、使用済容器の回収ボックス設置面積も含む。

※ 販売品目に酒類を含まないこと。

